

明治維新时期における朝臣に関する考察

門 松 秀 樹

- 一 はじめに
- 二 朝臣身分の付与
- 三 朝臣の処遇
- 四 朝臣身分付与の意義
- 五 おわりに

一 はじめに

明治政府は、大政奉還から戊辰戦争に至る、いわゆる幕末・維新の政治的混乱の中で成立した。ゆえに、その政権基盤が当初から盤石であったとはいえず、政府は、政権基盤を安定させ、また、全国政権としての行政機能確保するために有能な人材の収集を試みている。かかる過程において、明治政府は、政府の直臣団とも言うべき朝臣を創設し、数千名に朝臣身分を付与した。明治政府成立直後における数千名規模の朝臣の創設は、当時の政治状況等を鑑みた場合、決して無視できるものではない。なお、朝臣に関しては、維新官僚の形成過程の観

点から、徴士に任ぜられた広沢真臣を事例として、佐々木克氏がその政治史的意義について考察を加えているが、⁽¹⁾その実態が明らかにされたとは言いがたい。これは、朝臣身分の付与が、実質的には明治元年（一八六八）九月二五日までの出願に限られるなど、かなり期間的に限定されることや、その実態を明らかにする史料に乏しいことなどとも関連している。

本稿においては、佐々木氏が考察の対象とした徴士として明治政府より朝臣身分を付与された人々ではなく、自ら朝臣願を提出して朝臣身分を獲得した人々に焦点を当て、朝臣身分付与の意義について考察を加えていきたい。なお、併せて、『公文録』や『太政類典』などの諸史料を用いて、彼らに朝臣身分が付与される際に求められた要件や、その後の処遇などについても可能な限り明らかにして、朝臣の実態について説明することも試みたい。本稿では、明治政府による朝臣身分付与の意義を考察することを通じて、明治政府の政権基盤の確立・安定化の過程を説明する上での階梯の一つを提示し得るのではないかと考えている。

二 朝臣身分の付与

大政奉還により江戸幕府が政権を返上したことにより、朝廷は幕府に代わって政府機能を果たさねばならなくなった。しかし、政府機能を失って久しい朝廷は、行政処理能力をはじめ、政権として機能するための諸要素を欠いており、幕府組織の吸収等により早急にその政権基盤を確立する必要に迫られた。かかる維新期の政治状況により、朝廷は直臣を確保し、政府の各級職員に充てるために「朝臣」が創出されたと考えられる。

ところで、「朝臣」の訓については、古代の律令体制下において、「あそみ／アソン」という姓が設定されており、明治初期においてもまた、職員令が大宝律令等に則った政体を志向したことによって一時的に復活している

が、本稿の考察対象は「あそみ／アソン」ではなく、「てうしん／チョウシン」である。「朝臣」を「てうしん／チョウシン」と訓じ、朝廷の直臣とする理解については、例えば『法令全書』の索引などにおいても、大政奉還後に設定された「朝臣」に関して、「テウシン」の項目に分類されており、「あそみ／アソン」とは明確に区分されていることなどからも明らかである。

さて、本章においては朝臣身分の付与にあたり、いかなる要件を必要としたのかについて、法令等の規定や朝臣身分の付与に関する実際の事例を基に考察を進めたい。

『法令全書』を基に明治政府によって公布された朝臣身分の付与に関する要件を整理すると、以下のとおりとなる。

まず、朝臣願の出願は明治元年九月二五日を期限とすることと、朝臣願の提出に際しては旧禄高の書上を提出することの二点である。出願期間に関しては、遠隔地勤務等により期限内に出願できなかった者に対して、明治三年（一八七〇）一月二〇日に全国の府藩県を対象に行われた禄制調査に際して、併せて願い出ることを例外として認めているが、その他の要件については、特に示されていない。この他に、政府官職への就任と朝臣身分の付与の関係については、徴士となった者については朝臣身分を付与することが明記されているが、その他の官職については朝臣身分が付与されるのか否か、特に明示されていない。また、そもそも、朝臣とはいかなる処遇を得られるのか、また、いかなる身分・地位をもって朝臣と規定するのかといったことについては、『法令全書』をはじめ、『法規分類大全』等において示されておらず、法令等を通じて政府の示した規定からはその実態を十分に把握することは困難であるといえよう。

では、転じて、『公文録』及び『太政類典』における朝臣身分の付与に関する事例を通じて考察を進めることにしたい。

まず、朝臣身分の付与に際して、対象者にいかなる審査を加えたのかについて検討したい。

朝臣身分の付与に関しては、その出願時期によって取扱いが異なっているように看取される。まず、江戸城開城直後の慶応四年（一八六八）五月前後においては、旗本等旧幕臣層の出願に対してはほぼ無条件に朝臣身分を付与していることから窺える。『公文録』中の「旧旗下ノ輩本領安堵朝臣ニ被列タル人名書」によれば、出願後に以下の誓約書を提出することによって朝臣身分を確保されている。⁽⁵⁾

勅意宏遠誠以テ感銘ニ不堪、今日ノ急務永世ノ基礎此他ニ出ルヘカラス。臣等謹テ叡旨ヲ奉戴シ、義ヲ誓ヒ黽勉従事冀クハ以テ宸襟ヲ安ンシ奉ラン。（句読点は筆者挿入）

かかる状況に若干の変化が見られるのは、出願締切後の明治元年十月である。『太政類典』によれば、同月二八日、五味岩之助、矢貝七郎三郎、市原義兵衛、馬場弘介の四名を行政官書記に任じ、「朝臣願下調」を命じている。さらに十一月一二日には松村篤之助が加えられており、出願者に対する審査を開始しており、それ以前のほぼ無条件での朝臣身分付与が改められたことが窺える。⁽⁶⁾ただし、「朝臣願下調」の基準や内容については、管見の限りでは明示されておらず、実態は不明であると言わざるを得ない。

以下、朝臣願の提出とその対応に関するいくつかの事例より、審査基準について考察を加えたい。

まず第一点として指摘し得るのは、反政府的活動・態度の有無である。これは、基本的には明治三年十一月の禄制調査に当たって開拓使より提出された朝臣願に対する太政官の対応に基づく。

開拓使は合計で七三名の旧幕臣の朝臣願を提出しているが、その中で箱館戦争の際の行動なども履歴資料として添付されており、これらを基に大蔵省及び弁官が判断を下している。大蔵省は、「賊（旧幕府軍―筆者註）襲来

知府事青森へ相越候節無二念随從致候者」である二〇名、「同斷之節各所出張、或ハ山間潜伏等致シ賊ノ驅役ヲ不受候者」である九名の合計二九名については朝臣とすべきであるとし、それ以外の四四名については、「輕重ヲ不論：賊ノ驅役ヲ受候者不待論相除」くべきであると回答しており、弁官はこの判断に従って旧幕府軍に協力しなかった二九名を朝臣とし、いかなる形であれ旧幕府軍に協力した四四名の朝臣願を却下している。⁽⁷⁾

また、前述の事例に加えて旧旗本堀美濃守の事例を挙げることができる。堀美濃守は朝臣として本領安堵された後の明治元年一二月に、養子の謙三郎を離縁し、新たに一門から助次郎を養子に迎えての相続を願ひ出て翌年八月に許可されているが、その離縁の理由は、「上京勤王實効可相立」ことを説論したにもかかわらず「兎角因循罷在候」ためであるとしている。すなわち、明治政府に対して反抗的態度を取ることが理由であった。⁽⁸⁾

前述の事例より、いかなる理由であれ反政府的行動・態度の有無を、朝臣身分付与に際しての審査基準として示すことができよう。

第二点として指摘し得るのは、朝臣身分が付与されるのは家長もしくは家督相続者に限られるということである。これは、別手組より提出された朝臣願に対する太政官の対応に基づく。

別手組とは幕末期に外国公館及び外国人の護衛のために編成された旗本・御家人の子弟を中心とする武装警備隊であり、明治維新後も外国公館警衛のために二三一名が明治政府によって継続登用され、警衛が東京府に移管される明治四年（一八七二）までその任にあつた。後述するが、明治政府への引継の際に問題が発生し、その過程で提出された朝臣願に対して、行政官は「次三男或厄介ノ身分ニ候ハ、朝臣ニハ難被仰付候得共從來世祿當代ノ者ニ候ハ、可被召出候」という判断を示している。すなわち、次男以下については朝臣身分付与の対象外とし、家長もしくは家督相続者を対象とすることが示されているのである。⁽⁹⁾

第三点としては、朝臣願の提出条件として旧禄高の書上の提出が規定されていることから明らかなように、

武士身分を有し、俸禄を得ていた者を朝臣身分付与の対象としているということである。この点については、明治六年（一八七三）五月に司法省が大蔵省に対して行つた照会が参考となる。

司法省は明治六年五月に、中村安之、藤井道長、山田俊徳、鈴木直勝、山本道綱、塩谷庄右衛門、川合正次、山崎安貞の八名が朝臣身分を得るに至つた経緯について大蔵省に照会を行つた。大蔵省は東京府に対してさらに照会を行い、以下の結果を得た。彼らは、旧幕府の小石川薬園の管理をしていた百姓であったが、明治元年二月に瀧田喜太郎を代表として朝臣願が提出され、その結果、朝臣身分と俸禄を得て士族に列せられたものであった。⁽¹⁰⁾かかる照会は、管見の限りでは元来武士身分であった者を対象に行われている事例がなく、武士以外の者が維新に際して朝臣身分を得たことが異例であるがゆえに、確認が必要であつたことが推測され、また同時に、原則として朝臣身分付与の対象者が武士身分に限定されていたことを窺うことができる。

ところで、朝臣願の提出期限については、明治元年九月、または遠隔地勤務の者に限つて明治三年一月とすることが明示されているが、かかる規定はどの程度守られたのであろうか。いくつかの事例を基に検討したい。

まず、規定が遵守されている事例としては、山名儀包の朝臣願却下を上げることができる。これは、村岡藩主山名義済が願ひ出たものである。山名儀包は、山名義済の一門で禄高三〇〇俵の旗本となつていたが、大政奉還の際には養父が危篤状態のため自宅に謹慎しており、朝臣願を提出できなかつた。その後、明治元年一〇月三日に神奈川警衛隊を命ぜられたが、雇の処遇であつたため、官職に就き精勤しているので、朝臣身分の付与を願ひ出たものであつた。これに対する太政官の対応は、「初願期限後ニ付願ノ趣採用不相成候事」と、出願期限超過を理由に却下して決着している。⁽¹¹⁾

その他には、明治六年四月に開拓使次官黒田清隆が樺太在勤であつた開拓使職員の朝臣願を提出して却下された事例がある。⁽¹²⁾これは、田中文左衛門ら四名の旧幕臣は箱館奉行所以来継続して樺太に在勤していたが、遠隔地

勤務のため朝臣願の提出が叶わなかったため、特例をもって朝臣身分の付与を願ひ出たものである。黒田のかかる出願に対して、参議・大蔵省事務総裁の大隈重信は以下のような判断を示した。

…一体、朝臣願之義ハ、戊辰（明治元年―筆者註）九月限御採用不相成、且、遠国地役人之義ハ庚午（明治三年―筆者註）十一月迄ニ出願致調中之者ヲ、同月被仰出候禄制^江引當、家禄下賜候得共、右已後出願候共一切採用不致：

その結果、一二月六日に太政官は「伺之趣難聞届候」として、黒田の出願を却下して決着した。

出願期限超過後の朝臣願に対してはこれを却下するなど、かかる規定は極めて厳格に適用されているように看取される。特に後段の事例については、明治政府内における実力者の一人である黒田が特例を求めて直接出願したにもかかわらず、原則通りの対応で却下していることは注目すべきであろう。

ところで、出願期限に関しては概ね遵守されていると考えられるが、太政官が当初の決定を翻して期限超過後の朝臣願を受理した事例が存在する。それが前述の別手組の朝臣願に関する対応である。極めて例外的な事例ではあるが、『公文録』や『太政類典』等の諸史料中に、本件以外に出願期限の超過を認めた事例が見受けられないため、以下に紹介したい。

別手組は、大政奉還の際には「凡七百人餘」の人員を有し、「辰年三四月頃ヨリ其儘警衛為致置候」ことが徳川宗家を通じて達せられていた。しかし、その人員過多を理由に、政府は明治元年八月に二〇一名、続いて一〇月に三〇名の合計二三一名のみを登用し、その他の人員については「御用無之」ことを申し渡した。継続登用されなかった者に対しては徳川宗家が転封された静岡藩へ移住することが推奨されたが、経済的理由等により静岡移住が叶わない者が三〇名ほど残された。このため、彼らの救済のために朝臣身分の付与が求められたのである。

当初、行政官は明治元年九月の出願期間の超過を理由にこの願いを却下した。しかし、別手組を管轄していた外国局の判断により徳川家に対して別手組の面々を「不取散様致シ置ヘキ旨」が伝えられていたため、約七〇〇名の別手組は継続登用の保証もないまま一〇月まで拘束されていたことになる。しかも、結局、登用されたのは半数以下の二三一名に留まるなど、別手組の人員に対してきわめて不利な取扱いとなったことは否めない。かかる状況を受けてか、明治二年（一八六九）三月二十七日には、外国官が行政官に対して静岡移住の叶わない三〇名に対して朝臣身分の付与を願ひ出ている。その結果、四月五日に「従来世禄當代ノ者」に限って朝臣とすることを行政官が決定している。⁽¹³⁾

かような決定の変更が行われた理由については特に記されていないが、別手組取締の澤井損之助による行政官への上申書によれば、明治元年八月に二〇一名を登用した際に、「自餘ノ者モ猶此上御雇被仰付候儀有之」ため、そのまま待機するよう外国官判事から通達があったことが示されている。すなわち、外国官は八月段階では全員の継続登用を示唆して未採用の別手組の待機を命じていることになる。このため、全員の継続登用と程遠い結果となったことについて外国官が責任と過失を認め、行政官も外国官による過失に対応するために、異例の期限超過後の朝臣身分の付与が為されたと考えられる。

以上、本章においては、朝臣身分の付与に当たって課せられた要件や審査の基準について考察を加えた。その結果、朝臣願については提出期限が厳格に適用されていること、旧禄高の書上の提出のみが明示された要件であること、朝臣身分の付与に当たっての審査は、明治元年九月の締切以降において本格化すること、反政府的活動・態度の有無が審査の基準となまっていること、朝臣身分付与の対象は主として武士、特に家長もしくは家督相続者であることなどを示すことができた。

三 朝臣の処遇

明治元年九月を期限とした朝臣願受付の結果、旧幕臣のうち約五〇〇〇名が朝臣に転じた⁽¹⁴⁾。かかる状況については、「陸続徳川の家臣、朝臣となり候を願ひ候者有之、皆上京せり。実に千を以て数ふ也」と松平慶永が記しており、また、その内実については、「五畿東海中国等」に采地を有する者が中心であったと福地源一郎が記している⁽¹⁵⁾。いづれにせよ、江戸開城より約半年の間に数千名を超える朝臣が誕生したことになるが、朝臣とはいかなる処遇を得ることができたのか。本章においてはこの点について、家禄との関係と、官職への就職との関係とといった二つの観点から考察を進めたい。

まず、家禄との関係について検討したい。そもそも朝臣願の提出に際しては、旧禄高の書上を提出することが規定されており、太政官は朝臣願を提出した者の禄高について把握する意図があつたと考えられる。その上で、朝臣身分の付与と「本領安堵」の決定を下し、朝臣の家禄を保障している。

ところで、「本領安堵」を保障された朝臣は、その収入も従来の家禄と比して完全に同額を保障されたのかという点について検討したい。ここで参考となるのは、京都町奉行所の与力・同心に対して行われた朝臣身分の付与とその後の処遇に関する京都府よりの達である。京都府は町奉行所の与力・同心を継続登用した上で、その処遇について、家禄の保証をすらしつつも、「當今難被為差置急場之御入費莫大之折柄二付、先當坐救窮之為メ寄騎へ五人扶持、同心足輕へ三人扶持宛被下置候」ことを達している⁽¹⁷⁾。因みに、与力の家禄は二〇〇石前後、また同心の家禄は三〇俵二人扶持前後であることが多く、かかる京都府の措置は、実質的な減給措置と見ることができる⁽¹⁸⁾。すなわち、朝臣として「本領安堵」されたとしても、従来の収入は必ずしも保障されないということである。

さて、ここで家禄の支給方法について若干の説明を行いたい。家禄の支給方法には大別して知行取と禄米取がある。知行取とは、実際に采地の所有を認め、直接年貢等の税収を得るものであり、禄米取とは各季に現金・現米を直接支給されるものであって、禄高が石高で示されるような高禄の者は知行取を、禄高が俵高で示されるような小禄の者は禄米取をそれぞれ適用するのが一般的であった。因みに知行取の場合は、知行地の石高に対して約四割が税収としての実際の収入であるのに対し、禄米取の場合は、俵高がそのまま実際の収入高となる。またこの他に、小禄の者に対しては収入補助のために扶持米が支給される。これは、一日当たり玄米五合を一人扶持として計算するため、一俵を三斗五升とすれば、一人扶持は年収に換算すると約五俵の禄高に相当する。

朝臣となった旧幕臣の従来収入が必ずしも保証されないことは既述のとおりであるが、かかる統制を徹底するために採られたと考えられる措置が、知行取を廃止してすべて禄米取で家禄を支給する方法である。これは、明治元年八月に各府県宛に出された達の中に、以下の一文があることから明らかとなる。⁽¹⁹⁾

一、舊旗本帰順之者ハ当分御藏米ニ而被下候儀ニ付、当秋ヨリ物成等は迄之地主へ一粒たり共相與ひ申間敷候。若押借等いたし候輩有之候ハ、不(原文ママ。可の誤記か)訴出候事。

また、同時期に関東地方においても、民政裁判所からの布達として、朝臣許可の者に対して、「御印章等為見候共、鎮将府ヨリ御沙汰無之分ハ決テ年貢等相渡候儀不相成候」ことが達せられており、朝臣への家禄支給は、従来の支給方法と関係なく、直接支給によって完全に政府の統制下に置く方針が示されている。

続いて、朝臣身分の付与と官職との関係について考察を加える。

官職に就職した場合、自動的に朝臣の身分を与えられるか否かについては、前章においてみたように、徴士と

なった場合にのみ朝臣の身分を与えることが明示されているほかは特に規定は示されていない。そもそも、徴士は身分にかかわらず有為の人材を政府に結集することを目的としており、日常的な行政事務の処理にあたる一般の行政職員とは異なり、むしろ政治的任命職に近い存在であろう。ここで一般の行政職員に着目すると、前章において挙げた開拓使の事例が考察を加える上で参考となろう。前述のとおり、開拓使では、遠隔地勤務等を理由に明治元年九月の出願期限に朝臣願の提出が間に合わなかった七三名の旧幕臣の朝臣願を明治三年一月に提出している。この間、彼らは開拓使職員として在職しており、ほぼ全員が箱館奉行所からの継続登用者であった。すなわち、維新以後、継続して政府職員として在職していたにもかかわらず、朝臣身分を得ていないということになる。⁽²¹⁾ また、同じく、前章において示した山名儀包の事例についても、山名は明治元年一〇月に神奈川警衛隊に任ぜられて横浜の居留地の警衛にあたっていたが、「雇」の身分であり、朝臣身分を付与されなかった、と述べている。⁽²²⁾

以上の事例から推測すると、政府の官職への就職と朝臣身分の付与は必ずしも一体化しておらず、特に現場において実務に当たるとような中・下級の行政職員に関しては、期限内に朝臣願を併せて提出しなければ朝臣身分を得られないと考えるべきであろう。しかし、これは別の見方をすれば、朝臣身分を得ていなくても政府の官職に就くことが可能であると考えられることもできる。

ここで明治初年における中・下級の行政職員の採用に関して考察を加えたい。かかる問題については、明治元年一月二三日に、太政官が以下のような達を発している。⁽²³⁾

- 一 自今諸省寮官人史生以下下司下行米各於帳元直ニ可相渡事
- 一 同史生以下下司退役缺補相續見習等ノ節各催頭へ伺出取調相濟許容ノ上可申付事

一 同新補見習等許容ノ節右爲禮催頭へ出頭ノ節必人體見届旁可面會事

一 同新補ノ節催頭ニテ別段補任状可相渡事

但是迄自省寮相渡來候補任状ハ如仕來可相渡事

一 同諸參役ノ節催頭へ自省寮參仕交名可差出自然臨期理替等有之ハ是亦可届出事

かかる達からは、史生以下の下級職員の欠員補充・採用に当たっては、現場責任者に当たる催頭が対象者への面接・辞令の発行も含めて担当していることが窺える。すなわち、行政実務に当たる下級職員については、当然のことながら、太政官の上層部ではなく、現場における判断でその採否が決定されているということである。この人事採用方式は政体書官制の施行により消滅したとされるが、²⁴政体書官制下において、最末端の行政職員に至るまで太政官が一元的な人事管理を行い得たとは考え難く、実際には、下級職員の採否は現場の判断に委ねる慣行は継続したものと考えられる。そして、朝臣身分の付与との関係からいえば、行政官書記が朝臣願下調を命ぜられていることからも窺えるように、朝臣身分の付与は太政官の管掌事項であり、当然のことながら、かかる現場責任者には朝臣身分の付与に関する権限は与えられていない。ゆえに、中・下級職員の中には、朝臣身分をもたずに在職している者が散見されるのであろう。

以上に見たように、本章においては、朝臣に対する処遇について、家禄の保障と官職への就職という二つの観点から考察を加えた。その結果、朝臣となることにより、明治政府によって「本領安堵」されるものの、収入については必ずしも従来通りの保障とはならず、減額される場合も存在したことを明らかにした。また、官職と朝臣身分については、両者は必ずしも一体ではなく、特に中・下級職員については、その人事採用の方式などとも相俟って、官職に就いても朝臣身分を得られないことが起こり得たことを指摘し得た。

四 朝臣身分付与の意義

本稿においては、前章までに朝臣身分の付与に関する基準や、その処遇について考察を重ねてきた。そこで本章においては、そもそも明治政府が朝臣身分を創設し、これを付与したことの意義について考察を試みることにしたい。

まず、朝臣の創設に関しては、徴士の創設意図に見られるように、有為の人材を朝廷、すなわち明治政府に集し、その政権基盤を確立することに目的があつたと考えるべきであろう。そして、そのためには、藩主と藩士の関係など、従来の主従関係を清算して明治政府の直属となつた人材、つまり朝廷の直臣としての朝臣を制度化することが必要であつたのであろう。かかる観点からの朝臣身分に関する考察は、すでに佐々木克氏が広沢真臣等を事例として研究を進め、卓見を示しておられる⁽²⁵⁾。しかし、有能な人材を確保することを目的に明治政府が積極的に朝臣身分を付与した事例は、果たして朝臣全体において多数を占めるものであろうか。勝海舟の調査によれば、少なくとも旧幕臣から朝臣に転じた者のみで五〇〇〇名に上るといふ。彼らのすべてが有為の人材として政府に認められ、朝臣身分を付与されたとは考え難い。すなわち、朝臣は、徴士に代表されるように明治政府が積極的に朝臣身分を付与することを試みた集団と、反対に明治政府に朝臣身分の付与を願ひ出た集団に大別することができのではなからうか。本稿においては、より多数に上ると推測される後者を主たる考察の対象として朝臣身分付与の意義について考察を進めたい。

さて、朝臣身分の付与に際して、明治元年九月の締切以前においては、朝臣願を提出すればほぼ無条件に朝臣身分が付与されていた可能性が高いことについては、第二章において指摘した。なぜ朝臣身分がこれほど容易に付与されているのか。明治元年五月一五日の布達にその理由が示されていると考えられる。ここでは、朝廷に帰

順し、朝臣願を提出した旧幕臣に対し、「旗下之内殘身ニ與シ大逆無道不可謂之醜類モ有之」にもかかわらず、「其方共全ク方向ヲ不失御一新之奉體認」ったことが殊勝であるとして、「所領是迄之通被仰付」るものとして⁽²⁶⁾いる。すなわち、会津をはじめ各地で戦闘が継続中である状況下で、旧幕府勢力に与して反政府活動に投じなかったことが評価されており、彼らの反政府活動を抑制することを目的として朝臣身分を付与していると考えられる。かかる旧幕臣に対する配慮はその後も続き、徳川宗家が約一〇分の一の七〇万石に減封の上、静岡に転封されることを受けて、六月一三日には、徳川宗家で家禄の支給が困難となる旧幕臣を朝臣として明治政府が引き受けるため、二〇日までに希望者の一覽を提出すべき旨を傳達しているほか、八月二日には、従来、徳川宗家経由で提出されていた朝臣願を、旧幕臣が直接政府に提出することを認める達を發するなど、旧幕臣の朝臣化を図っている。これは、徳川宗家の静岡転封に伴い家禄を失った大量の旧幕臣が発生したことを受けていると考えられる。前述の別手組の朝臣願においても、「老父母家族一同生活ノ道不相立」ことや、「小給ノ者共五月以來無給ニテ：生活ノ道必至ト難澁ノ趣」、「飢渴ニ為及候」ことなど、⁽²⁹⁾困窮の状況を縷々訴えていることなどからも旧幕臣の状況が窺える。当然、政府としては、生活に困窮した旧幕臣が反政府勢力に加担することを防止せねばならず、それゆえに旧幕臣の朝臣願提出に対して度重なる配慮をしているのであろう。

ところで、旧幕臣の朝臣化は全員に及ぶものであったのかといえば、朝臣となった旧幕臣が約五〇〇〇名に留まることは既述のとおりである。勝の調査によれば、旧幕臣は全体で三万三四〇〇名であり、約半数の一万五〇〇〇名が徳川宗家に従い静岡に移っている。静岡に移住した旧幕臣とても、家禄を保障されたのはごく一部に留まり、大半は無禄移住であったという。⁽³⁰⁾政権の基盤を安定化するために、潜在的な敵対勢力と看做している旧幕臣を懐柔し、無禄の旧幕臣層を完全に朝臣化するという選択もあり得たはずである。しかし、実際には九月二五日を朝臣願の提出期限とし、「其以後願出候者ハ一切御採用無之旨」を達している。⁽³¹⁾

では、なぜ九月二〇日の達をもつて、二五日を期限とすることになったのであろうか。これには、戊辰戦争の推移が大きく関与していると考えられる。政府は九月六日に、従来の旧幕臣に対する宥和的な態度を改め、突如として反政府勢力に協力する旧幕臣を厳罰に処する旨を達しているが、このころ、奥羽越の各地における戦争は終息しつつあった。⁽³³⁾そして、九月二二日には最大の抵抗勢力となっていた会津藩が降伏し、二四日の庄内藩の降伏により奥羽戦線は終結した。なお、後に箱館戦争を惹起する榎本武揚らの旧幕府軍は、この時点では去就を鮮明にしておらず、政府に対する武装蜂起は完全に鎮圧されたかに見えていた。かかる状況を見て、旧幕臣を懐柔し、政治的状況の安定化に努めることの重要性が低下したものであろう。

なお、朝臣願の出願締切については、前述の推測のほかに、明治政府の財政的状況も勘案すべきであろう。当時、約八〇〇万石に及ぶ旧幕領等を接収したとはいえ、戊辰戦争の戦費をはじめ、明治政府には莫大な財政負担があった。このため、無禄の旧幕臣すべてを朝臣として、その収入を保障するには、政府の財源そのものが不足していたと考えられる。ゆえに、約五〇〇〇名の旧幕臣を引き受けた時点で、政府は財政的な限界に達したのではなかろうか。これは、前章において見た京都府の達で、「當今難被為差置急場之御入費莫大之折柄」であることを明示して旧幕臣の家禄支給を減額していることや、東京においても同様の措置が採られていることなどから容易に推測できよう。⁽³⁴⁾

さて、朝臣身分の付与に関連して、朝臣身分と官職の関係についても若干の考察を加えたい。朝臣身分の付与と官職への就職が必ずしも連動したものでなかったことについては、前章において述べたとおりである。しかし、上述の朝臣身分付与の意義に関する考察に基づいて考えれば、官職に就く際に朝臣願の提出を義務付けるか、あるいは、官職から朝臣身分を持たない者を排除するなどの措置を採り、政府職員に対する朝臣化を徹底した方が、政権の安定化ということではより有効性が高まると考えられる。それにも拘らず、朝臣身分と官職が連動しな

ったのはなぜであろうか。以下、その理由に関して検討を加えたい。

まず考えられるのは、朝臣身分を持たない者を官職から排除した場合の悪影響である。徳川宗家の静岡転封に伴い旧幕臣の多くが困窮したことについてはすでに述べた。このため、官職に就き俸給を得ることにより「其日其日の露命をたも」ち得た者も多く⁽³⁶⁾、かかる状況で非朝臣を官職から排除することは、排除された者の生計の途を絶つことになる。となれば、官職から排除された非朝臣の旧幕臣が、その怨恨などから反政府活動に転ずる可能性は極めて高くなり、政権の安定化という朝臣身分付与の目的に反することになる。また、実際に行政実務に当たる中・下級職員を精査して非朝臣を排除した場合に発生する欠員と、それに伴う行政実務の停滞についても考慮すべきである。既述の開拓使の事例では、七三名の旧幕臣が明治三年一月に朝臣願を提出しており、朝臣身分を持たない職員の数は少ないとは言いがたい状況であった。

それならば、何故、官職に就く際に朝臣願の提出を求めなかったのであろうか。これは、維新直後の混乱状況等により、朝臣願提出の勸奨が不十分な地域があったためではなからうか。ゆえに、明治三年一月に遠隔地勤務の者に対する朝臣願提出の特例措置が認められたと考えられる。また、前章において考察したように、そもそも行政実務を担当する中・下級の職員の任用は、いわば現場責任者の判断に基づいており、そして、彼らには朝臣身分を付与する権限が認められていなかったことなども、官職と朝臣身分が連動しなかった原因の一つとなるう。しかしながら、一定額の収入などの経済的保障を行うことにより、生活に困窮する旧幕臣が反政府活動に参加することを抑制するという根本的な目的を果たすことは、朝臣身分の有無にかかわらず、政府職員への採用によっても可能であったため、朝臣身分を持たない政府職員の排除などが論ぜられることがなかったのであろう。

本章においては、以上に見たように、明治政府に朝臣願を提出し、朝臣身分の付与を自ら求めた朝臣を中心に、朝臣身分付与の意義について考察を行った。彼らの大半は、徳川宗家の静岡転封等により家禄を失った旧幕臣で

あり、明治政府もまた旧幕臣を念頭において朝臣願の受付を行っていた。朝臣身分付与の目的は、家禄を失い、生活に困窮する旧幕臣に一定の経済的保障を与え、彼らの反政府活動を抑制することにあつたと考えられる。かかる措置は、箱館戦争の勃発を防止できなかったとはいえ、旧幕臣の大半の反政府活動を抑制し得たことから、明治初年の限られた財政状況なども考慮すると、かなり有効な手段であつたと評価できるのではなからうか。

徴士に見られるように、有為な人材を明治政府に結集して政権の中核を形成するという点では、確かに佐々木氏の指摘するように、従来の主家と政府への忠誠観念の転換などが不十分であつたため、朝臣身分の付与を通じて政府の直臣団を形成することは進展せず、朝臣は維新官僚への過渡的な存在に留まり、その意義を認め得ないかもしれないが、混乱する政治状況を安定化し、反政府勢力の増大を防止するという点では、前述のように有効に機能しており、かかる点に朝臣身分付与の意義を認めることができるのではなからうか。

五 おわりに

本稿においては、朝臣身分の付与について、以下の諸点を明らかにした。

まず、朝臣身分付与の要件としては、遠隔地勤務者に対する特例を除いては、明治元年九月二五日の朝臣願の提出期限を厳守すべきこと、旧禄高の書上を提出すること、そして反政府的活動・態度がないことがあり、朝臣身分付与の対象者は、原則として武士身分の者であり、かつ、家長もしくは家督相続者に限られることなどが挙げられる。

また、朝臣身分を付与された後の処遇としては、「本領安堵」という形で旧家禄が保障されるが、実際の収入は必ずしも従来通りの保障とはならず、むしろ減額される傾向にあり、さらには官職への就職と朝臣身分が一体

のものではなく、官職を得ても朝臣身分を得られないことがあったことを明らかにした。

かかる考察を通じて得た朝臣身分の付与に関する意義とは、以下のとおりである。

朝臣を、徴士などのように明治政府における官僚の形成過程として見る場合には、確かに佐々木氏の指摘するように、忠誠観念の転換などの諸点に問題があり、維新官僚への過渡的な存在に留まるという評価は妥当であるが、その一方で、戊辰戦争が継続中であつた当時の政治的状況を考慮した場合、潜在的には反政府勢力たり得た旧幕臣層の大半の反政府活動を抑制し、反政府勢力の増大を防いだ点については評価すべきであると考ええる。すなわち、有能な人材を収集するという目的で創設された徴士に代表される朝臣層と、家禄を失い困窮した旧幕臣を政府側に引き留めるために受容した朝臣層では、政府の政権基盤の確立・安定化という朝臣の創設目的において果たすべき役割は異なると考えられ、後者においては、十分にその目的を果たしたと考えるべきであろう。また、朝臣身分の付与が無縁となつた旧幕臣全体に及ばなかつたことや、朝臣となつた場合でも旧来の収入の全額を保障できなかったことなどについては、不十分な対応と見えるかもしれないが、当時の政府に課せられていた財政的制約と旧幕臣の反政府活動を抑制した結果を考慮すれば効果的な措置であつたと言えよう。

よつて、朝臣身分の付与は、戊辰戦争期における旧幕臣層の反政府活動の抑制に効果を挙げ、政権基盤の安定化に貢献する側面を有していたと評価すべきであると考ええる。

- (1) 佐々木克『志士と官僚 明治を「創業」した人びと』（講談社学術文庫）、講談社、二〇〇〇。
- (2) 『法令全書』、明治元年九月二〇日、第七六九。
- (3) 国立公文書館所蔵『公文録』（開拓使伺、辛未一・二月）、「蘆沢英次郎初筆朝臣願ニ付伺」。
- (4) 『法令全書』、明治元年二月一日、第九二。

- (5) 前掲『公文録』(士大夫伺、戊辰七月)、「旧旗下ノ輩本領安堵朝臣ニ被列タル人名書」。なお、同様の誓約書として、特に江戸開城後に帰順した旧幕臣に対しては、「朝政御一新之折柄徳川慶喜叛逆顯然ニ付、大義ニ従ヒ速ニ上京仕奉窺天意候處、不圖モ今般莫大之皇恩ヲ以テ本領安堵被仰付、冥加至極難有仕合ニ奉存候。今般今後王事ニ盡心勤勞御誓文奉體、天地神明ニ誓ヒ子孫永世違背無之謹而奉親書如件」(句読点は筆者挿入)という例文が示されている(『法令全書』、明治元年五月一日、第三九四)。
- (6) 国立公文書館所蔵『太政類典』第一編(官規・任免)、「五味岩之助外四名ニ行政官書記ヲ命シ朝臣願下調ヲ為サシム」。
- (7) 前掲「蘆沢英次郎初筆朝臣願ニ付伺」。
- (8) 前掲『公文録』(飯田藩伺、己巳六―辛未七月)、「一門堀助次郎朝臣列ニ被加度願」。
- (9) 前掲『太政類典』第一編(制度・種族四)、「別手組ノ者朝臣願処分」。
- (10) 前掲『公文録』(大藏省伺、明治六年五月)、「元薬園培養方ノ者朝臣ニ被仰付候原由問合」。
- (11) 前掲『太政類典』第一編(制度・種族五)、「村岡藩末家山名義包朝臣列ノ願期限ニ後ル、ニ付許サス」。
- (12) 前掲『公文録』(開拓使伺、明治六年一〇月・一一月・一二月)、「田中權少主典外四名士族入籍ノ儀伺」。なお、本件に関する詳細は、拙稿「箱館戦争の戦後処理における旧幕臣の処遇に関する一考察」(『法学政治学論究』第五八号)を参照されたい。
- (13) 前掲『太政類典』、「別手組ノ者朝臣願処分」。
- (14) 勝海舟によれば、明治二年八月の調査において、約三万三四〇〇名の旧幕臣中、一万五〇〇〇名が徳川宗家に從つて静岡に移住し、五〇〇〇名が朝臣となったとしている。その他には、六〇〇〇名が帰農、大藏省に継続登用された者が一三〇―四〇名、外務省に継続登用された者が一〇〇名となっている(『海舟別記』巻一、「1 明治初年徳川家臣団の始末」(『勝海舟全集』別巻2、勁草書房、一九八二に所収)。
- (15) 松平慶永『逸事史補』(幕末維新史料叢書4)、人物往来社、一九六八、一〇二頁。
- (16) 福地源一郎『懷往時談』(幕末維新史料叢書8)、人物往来社、一九六八、一四六頁。
- (17) 前掲『太政類典』第一編(制度・種族四)、「徳川家士與力同心ノ歸順スル者ヲ調査シ其姓名俸祿等ヲ録上セシ

ム」。

(18) 与力の家禄を二〇〇石、同心の家禄を三〇俵二人扶持とした場合、その収入を俵高に直すと、与力の場合は約二二八俵の年収となり、同心の場合は四〇俵の年収となる。ここで京都府の示した与力に対して五人扶持、同心に対して三人扶持の収入を俵高に直すと、与力は二五俵、同心は一五俵となる。本来の収入と比較した場合、特に与力が大幅な減収となっていることが分かる。また、東京においては鎮将府より旧幕臣の収入について、旧禄五〇〇〇石以上は一〇〇〇俵、三〇〇〇石以上は五〇〇俵、一〇〇〇石以上は三〇〇俵、五〇〇石以上は二〇〇俵、三〇〇石以上は一五〇俵、二〇〇石以上は一〇〇俵、一〇〇石以上は五〇俵、四〇石以上は四〇俵、四〇石未満は従来通りと一律に定めており(『法令全書』、明治元年八月二二日、第六四八)、旧禄が高いほど減給されていることが分かる。

(19) 前掲『公文録』(士大夫伺、戊辰八月)、「青山内記領地最寄府県ヨリ達ノ儀ニ付伺」。

(20) 前掲『太政類典』第一編(租税・徴収一)、「朝臣許可ノ輩へ年貢渡方ハ鎮将府ノ指揮ヲ受シム」。

(21) 詳細については、前掲「箱館戦争の戦後処理における旧幕臣の処遇に関する一考察」を参照されたい。

(22) 前掲「村岡藩末家山名義包朝臣列ノ願期限ニ後ル、ニ付許サス」。

(23) 『法令全書』、明治元年一月二三日、第五〇。

(24) 同前。欄外注記に「制度變革ニ依リ消滅」と記されている。

(25) 佐々木氏の見解については、前掲『志士と官僚』、第二章「維新官僚とその政治」を参照されたい。

(26) 『法令全書』、明治元年五月一日、第三九四。

(27) 『法令全書』、明治元年六月一三日、第四六七。

(28) 『法令全書』、明治元年八月二日、第六〇二。

(29) 前掲「別手組ノ者朝臣願処分」。

(30) 前田匡一郎『駿遠へ移住した徳川家臣団』(二)、自費出版、一九九三、六一一〇頁。

(31) 前掲『法令全書』、明治元年九月二〇日、第七六九。

(32) 『法令全書』、明治元年九月六日、第七二三。

(33) 八月中には長岡藩の抗戦は終息し、越後全域が明治政府の統治下に入り、九月四日に米沢藩が、一〇日には仙台

藩が降伏するなど、奥羽越列藩同盟の中核が次々と脱落していき、二二日の会津藩の降伏、二四日の庄内藩の降伏により奥羽越における戦争は完全に終結した。

(34) 前掲「徳川家士與力同心ノ歸順スル者ヲ調査シ其姓名俸禄等ヲ録上セシム」。

(35) 前掲註(18)を参照されたい。

(36) 山本登長「峠下ヨリ戦争之記」(須藤隆仙編『箱館戦争史料集』、新人物往来社、一九九六に収録)、九〇頁。